

# 会社法改正法案に見る 中小企業の組織再編のポイント

## 「後編」

横浜北行政書士法人 代表  
法学博士・CFP®認定者

木内 清章

2013年11月29日に国会に提出された会社法改正法案は12月6日の会議を越え、現在、通常国会にて成立に向け継続審議が行われている。法案は、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえ、①社外取締役・社外監査役の

社外要件の見直し、②多重代表訴訟制度の創設、③監査等委員会設置会社制度の創設、④支配株主の異動を伴う第三者割当に対する規制、⑤特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設などが盛り込まれている。本稿では前号「前編」に続き、現在審議中の会社法改正案

について、中小企業の組織再編等に関する項目に絞り、じっくりと解説を行うことにする。

### Ⅲ 中小企業と組織再編

#### (1) 組織再編へのニーズ

前号第二章「会社法改正要綱の全体像」にて、今回の改正要綱を概観した。これらの中には、大企業を主体とした規律もみられるが、中小企業にとっても親子会社に関する規律については関連する項目が少なくない。特に、事業承継・

事業再生に関する組織再編は、中小企業においても活発に行われている。このときに、会社側の自由裁量と株主・債権者の利益保護のバランスが求められる。かかる規律として、要綱では株主による差止請求・株式買取請求、また許害の会社分割に対する債権者保護などを示している。

これらの概要と論点については次章から取り上げていくが、本章では、中小企業による組織再編のニーズと対応を整理し、その具体的な対応としての合併・会社分割等の要点について、会社法に照らして整理していく。紙幅が限られ

点から数年以内の位置付けである。これに対して、中小企業に特徴的な問題が事業承継である。これは後継者が存在するか否か、あるいは業績が順調か否かによって、その切迫性も異なってくるため、数年先を実行目標とするものから

将来を見据えたもので、位置付けは多岐にわたるであろう。

事業承継に関しても、業績が順調に推移する中での積極的な再編と、逆に従業員の雇用を考えると

身勝手な廃業もできない状況での消極的な再編の両者が考えられる。これに、親族内に後継者が存在するか否かで、選択される再編手法が絞り込まれてくる。

以下では、事業再生および事業承継の双方に共通する、組織再編手法の選択基準として、①資本への関与度合い、②会社の事業形態、

多くの中小企業は非公開会社であり、株主総会の権限も強く、また所有と経営が未分離に近いところも少なくない。したがって、株主構成の変更は、現在のオーナーはじめ経営陣の意思決定権限の変化に直結する可能性もある。

この観点から、再編手法を選択していく考え方がある。

図表1にみるように、組織再編の選択手段としては様々な形態が考えられるが、相手先による資本関与度合いの程度によって区分することができ。

吸収合併や吸収分割は、当事者の一方が消滅するため、究極的な経営権の放棄である。株式交換は、一方が完全子会社化することを目

的とするため、「吸収合併・分割」と同様といえる。

新設合併や新設分割は新たな組織を設立するため、出資比率の調整によって過半数維持なども可能である。別途に新規の組織を設立するといったも、現物出資も含めて既存組織の大半を移行して、実質的には器を替えた形にもできるが、これは相手方との出資比率の問題になるだろう。

新株引受は、自社の組織体制への直接的な影響はなく資本注入の問題であるから、相手方の出資比率によって、補完的な位置付けから経営参画まで選択していくことができる。いわゆるバイアウトファンドも、この形態での当事者といえるだろう。ただし、一般にバイアウトファンドは支配的な比率を取得して経営権を掌握するため、組織や事業財産の帰属に変更はなくても、経営権の主体性は放棄することになる。

これらに対して、事業譲渡および業務提携については、株式の移

ており逐条的な解説は困難であるため、各項目の法的特徴が相互比較できる観点を主体とした。

#### ① 中小企業にとっての組織再編目的

企業の組織再編に関するニーズの類型化には様々な観点が考えられるが、まず中小企業にとっての時間軸の中で整理をしてみる。

具体的には、事業分野が多角化あるいはエリアが拡大して、既存の単一組織では非効率となってきたことによる積極的な再編、また逆に事業が不振となり、整理統廃合が必要となったことによる消極的な再編のいずれも想定される。

これらは、広義のM&Aあるいは事業再生の範疇として括することができるが、時間軸においては現時点から数年以内の位置付けである。

これに対して、中小企業に特徴的な問題が事業承継である。これは後継者が存在するか否か、あるいは業績が順調か否かによって、その切迫性も異なってくるため、数年先を実行目標とするものから

転を伴わない。ただし、事業譲渡は会社の中核財産および従業員等の人的資産を移転させることも可能であるため、債権者からみたとくには、実質的に会社分割と同質の効果をもたらすものともいえる。この点は、次章の許害的な組織再編の問題に関わってくる。

#### ③ 会社の事業形態

組織再編におけるもう一つの選択基準は、当該中小企業の現在の事業形態である。

仮に単一事業に特化していれば、前述した出資比率の議論はあるにせよ、どの事業を選び出すかに伴って特別の利害関係が生じる債権者の存在を考慮する必要がない。また、合併か会社分割かとの選択についても、ある意味で形式的に事業資産が移転した後の法人格を残すかどうかの問題である。

これに対して、複数事業を有する場合、その事業ごとの状況によって選択肢が異なってくる。具

図表1 資本関与度合いによる区分

高 ↑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸収合併／吸収分割／株式交換</li> <li>・新設合併／新設分割</li> <li>・新株引受(増資・新株予約権等)</li> </ul>
低 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡</li> <li>・業務提携(販売・技術・物流等)</li> </ul>